

国民健康保険に 加入されている方へ

平成27年1月より70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額が変わります。

国民健康保険では、1か月に医療機関などで支払った自己負担額（70歳未満の方は、1つの医療機関などで21,000円以上支払った分）の合計が「自己負担限度額」を超えた場合、申請によりその超えた分が高額療養費として支給されます。（高額療養費の支給が発生する場合は、受診された月から約3か月後に世帯主宛てに申請の案内通知を送付しています。）

「自己負担限度額」は、世帯の所得に応じて適用区分が決まっていますが、平成27年1月診療分から、70歳未満の方の適用区分が細分化され、下表のとおり、現在の3区分（A、B、C）から、5区分（ア～オ）に変更されます。

※70～74歳の方については変更ありません。



○国民健康保険 高額療養費 自己負担限度額（70歳未満の方）

平成26年12月31日まで

適用区分	所得要件	自己負担限度額（月額）
A	総所得金額 600万円超	150,000円 +（総医療費－500,000円） ×1% 〈多数回該当：83,400円〉
B	総所得金額 600万円以下	80,100円 +（総医療費－267,000円） ×1% 〈多数回該当：44,400円〉
C	住民税 非課税世帯	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉

平成27年1月1日以降

適用区分	所得要件	自己負担限度額（月額）
ア	総所得金額 901万円超	252,600円 +（総医療費－842,000円） ×1% 〈多数回該当：140,100円〉
イ	総所得金額 600万円超～ 901万円以下	167,400円 +（総医療費－558,000円） ×1% 〈多数回該当：93,000円〉
ウ	総所得金額 210万円超～ 600万円以下	80,100円 +（総医療費－267,000円） ×1% 〈多数回該当：44,400円〉
エ	総所得金額 210万円以下	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
オ	住民税 非課税世帯	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉

※総所得金額とは、国保加入者全員の基礎控除後の所得の合計をいいます。

※多数回該当とは、過去12か月の間で高額療養費に該当する月が4回目以上となる場合をいいます。